

## 議案第4号

あきる野市都市環境条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

### 提案理由

太陽光発電設備の設置について、面積要件など一定の制限を設けるため、規定を整備する必要がある。

あきる野市都市環境条例の一部を改正する条例

あきる野市都市環境条例（平成7年あきる野市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「、保全」を「及び保全」に改める。

第13条第1項第6号中「認めた」を「認める」に改める。

第20条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「施設」を「施設等」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 太陽光発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第4項に規定する再生可能エネルギー源が同項第1号に掲げる太陽光に該当するものをいう。ただし、建築物の屋根又は屋上に設置するもの以外のもので、設置する区域の面積が500平方メートル以上のもの（設置する区域の面積が500平方メートル未満のものであっても、太陽光発電設備を設置しようとする者との同一の者又は実質的に同一と認められる者によって、当該設置する区域が属する土地又はその土地に近接する土地において、太陽光発電設備が設置されてから3年を経過していない場合又は設置中である場合には、当該設置する区域の面積と当該太陽光発電設備が設置されている区域又は設置中の区域の面積とを合算した面積が500平方メートル以上になるものを含む。）に限る。）

第21条の2の見出し及び同条第1項、第21条の3の見出し並びに第21条の4の見出し中「施設」を「施設等」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のあきる野市都市環境条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に設置する太陽光発電設備について適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に設置されている太陽光発電設備及び設置中の太陽光発電設備については、新条例の規定は適用しない。